

序 文

自治体議会——「住民自治の根幹」への期待

日本国憲法第九十三条は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定している。地方自治法第八十九条には、「普通地方公共団体に議会を置く。」とある。普通地方公共団体とは都道府県と市町村であるが、東京の特別区にも議会が置かれ、これらの議会の議員は住民によつて直接、選挙によつて選ばれる。その意味で、地方公共団体に必置とされている議会は、「住民自治の根幹」をなしているといえる。

地方公共団体は、自らの責任と判断でその任務を遂行することになつてゐるが、地方自治法によつて「法人」とされてゐる。法人は機関を置いて、その任務の遂行に当たらせる。地方公共団体には、いづれも直接公選の議事機関としての議会と、執行機関としての首長等が置かれている（二元的代表制）。合議制をとる議会は、多様な民意を反映しつつ、自治体としての意思を確定する機能と執行機関を監視する機能を担つてゐるが、その役割を十分に果たすことによつて、住民の信頼と期待に応えていかなければならない。議会を構成する議員は議事機関に託された任務を有効かつ適切に遂行する責任を負つてゐる。

一九四七年（昭和二十二年）四月十七日に地方自治法が公布され、日本国憲法と同時に施行された。それから六十八年の間に、日本の自治体は、高度成長とその終焉を経験し、地方分権

時代を迎える、昭和、平成と、二度の「市町村合併」をくぐり、人口の過疎の過密に悩み、大規模災害の苦難に遭い、人口急減の波に洗われ始めている。全国の自治体は、国とともに「地方創生」に乗り出し、三十年後、五十年後の地域社会を確かなものにしていかなければならぬ。その中で、自治体議会は、これまでの活動の歩みを振り返り、現状を改善・改革し、「住民自治の根幹」であることを実証していく必要がある。

一方で、自治体議会は、予算編成権・議案提出権をもち議会審議に出席できる執行機関との関係では分が悪くて住民の関心を喚起しにくく、合議体であるため意思決定のための合意形成には手間がかかり、住民が活動実態を知られていなくて評判はどうちらかといえば芳しくはない。人口減少の中で議員の候補者不足も起こっている。四年任期で落選のリスクを負っているにもかかわらず報酬が少ないからかもしれない。

しかし、だからといって議会がなくてよいということにはならない。議会なしには自治体の体をなさないからである。そうであればこそ、議会・議員は、制度上必置になつていて、そこに安住せず、その存在価値を具体的に示していく必要がある。

議会基本条例、政策条例、一問一答方式、議員同士の討論、政策研究活動、議会情報の積極開示、通年議会、定数見直し、政務活動費の適正運営などの工夫・努力が積み重ねられてきている。これらを踏まえ、これからも、着実に自己改革を続けることを強く求められている。

はしがき

人の間と書いて人間と読む。その人ととの間をつないで潤滑油の役目を果してくれるのが言葉であり、あいさつです。朝の「おはよう」から夜の「おやすみ」まで、私たちの一日は、あいさつに始まり、あいさつで終る。つまり「人生はあいさつ」だと言つてもよいくらいです。

このような日常生活でのあいさつを、私たちは無意識に使いこなしています。

ところがちょっと改めた場所とか、大勢の人が集つて何か意義のあることを始める場合のあいさつとなると、かなり緊張もし、難しくなってきます。その場、その時に必要な事柄を盛り込んだ適切なあいさつが求められるからです。

地方議会議員という立場であれば、そのような場所でのあいさつや、スピーチが案外多く、また避けて通ることができないのが実情でしょう。こうしたときのための「あいさつ実例集」としてまとめたのが本書です。

春夏秋冬——季節の行事をはじめ、地方自治体に関係のある諸会合や、慶弔、また直接議会に関するものなど、三百数十例を収録しました。

さらにあいさつの内容をいつそ深め、装いをとのえるための「かくし味」の材料として、数字的な資料、

名言、季節の話題などを別に加えました。本書を参考にしていただき、さまざまのアレンジを試みてください。

「あのとき聞いたあの言葉」は、どんな名著よりも直接的であり、人々の肩を暖かく叩き、一生励ましつづけるかもしれません。

なお、本書は、新しい話題を提供し、あいさつの類例をより多く整えるため、加除式方式（差し替え方式）と致しました。末長くご利用いただきますようお願い致します。

平成三年四月

議員活動研究会

代表 山本 兼太郎

執筆協力者

若林俊夫

北海道町村議会
議長会事務局長

忌み言葉・差別用語に注意を

冠婚葬祭の席で気をつけなければならないのは、忌み言葉です。世の中が近代化して、昔ほど神経をとがらせることはなくなりましたが、日本の風俗、伝統習慣は根強く残っていますので、おめでたい席で縁起でもない言葉を不用意に使つたりしますと、良識を問われます。

結婚披露宴での「去る」「帰る」「切れる」「出る」……、開店・開業・落成・出産祝いなどでの「落ちる」「壊れる」「倒れる」「傾く」「流れる」……、葬儀での「また」「重ね重ね」「たびたび」「感激」……など、忌み言葉は結構たくさんありますので、文案がまとまつたら、十分チェックしましょう。

一般の席で注意したいのは、差別用語です。視覚・聴覚・身体に障害のある人たちをさすときは、「身体の不自由な方々」ぐらいにとどめて、具体的な表現はさけます。

また、年輩の人の中には、「男は……」「女は……」とあまり気にとめないで発言する人が見受けられますが、これなども女性から指弾を受ける可能性のある差別用語と見なすべきです。きちっと「男性は……」「女性は……」と表現しましょう。

「春の交通安全運動」の懇談会

〔平三〇・一月改訂〕

本日、春の交通安全運動の初日にあたり、懇談会を開催いたしましたところ、このように多くの方にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様ご存知のように、昨年の全国の交通事故による死亡者は〇万人ということで、近年は減少の傾向にござります。

こうした中で、私どもの〇〇市（町・村）におきましては、交通事故による死傷者数が、今年はすでに〇名と、わずかながらも減少してまいりました。これも市（町・村）民の交通安全への意識の向上と、交通安全協会各位のご尽力の成果であると存じます。深く感謝申し上げる次第でございます。

しかしその一方では、小さなお子さんやお年寄りが事故に巻き込まれる、といったケースが目立つて増えてまいりました。

中でも、日頃皆様がお使いになつてている自転車による事故が増えてきましたことは、誠に憂慮すべきことでございます。

〔式辞五五〕

このため、○○市（町・村）といたしましては、お子さんの通学路や交通量の激しい箇所にガードレールや横断歩道などを新設すると同時に、歩道内を自転車で通行する際には、歩行者に対しても十分な注意をするよう、広く呼びかけているところでございます。

また、一部の歩道に線を引き、歩行者と自転車の通路とを区分けすることにより、接触などによる事故を防止しようという試みもすでに開始されております。このほか、一般にはあまり知られておりませんが、無電柱化の取り組みが重大な事故を減らすうえでも有効なのです。まちの景観の保存の面から無電柱化の推進を求める声は大きいものがありますが、電柱への衝突事故は死亡事故につながるケースがそのほかの事故に比べて非常に多く、歩行者の保護の観点からも当市としては今後この取り組みに力を入れていく考えです。

しかし、こうした交通事故を減少させていくためには、何といつても市（町・村）民の方一人ひとりが交通ルールを守り、地域が一丸となつて交通事故を減少させようという心がけこそが大切だと存じます。

こういうところはこうした方がいい、こうしたことはできないのか、ということがございましたら、どうぞご遠慮なさらず、私どもにお申し出下さい。

この懇談会を機に、少しでも交通事故を減らし、安全かつ快適な生活が実現されることを心より願いまして、私のごあいさつとさせていただきます。